

平成 30 年度除去土壌埋立処分実証事業等業務に係る仕様書

1. 件名

平成 30 年度除去土壌埋立処分実証事業等業務

2. 業務の目的

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく除染等の措置等については、これまで汚染状況重点調査地域に指定された市町村等による除染が進められ、除染等の措置に伴って生じた土壌（以下「除去土壌」という。）は除染実施者等により環境省令に基づき適切に保管されている。

除去土壌を埋立の方法により処分するためには、環境省が定める処分方法に従って行う必要があり、環境省は、「除去土壌の処分に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置し、専門的見地からの検討を開始した。平成 29 年 9 月 4 日に開催した検討チームの第 1 回会合においては、除去土壌の埋立処分に関する実証事業を実施した上で検討を進めるとされ、同年 12 月 19 日の第 2 回会合においてその具体的な方法についての検討がなされた。

本業務は、関係自治体と協力して埋立処分に伴う作業者や周辺環境への影響等を確認し、以て検討チームにおける除去土壌の埋立処分の検討に資することを目的として、除去土壌の埋立等実証設備の構築及び空間線量率等測定を行い、得られたデータを取りまとめるものである。

3. 実証事業の制約条件等

①実証事業は、栃木県那須郡那須町の伊王野山村広場内で行う。

所在地：那須町大字伊王野 884（図－1 参照）

②実証事業には、同広場の旧テニスコート（以下「敷地」という。）内で現場保管されている除去土壌（フレキシブルコンテナに収納された 350 袋、1 袋＝1 m³と想定するが、作業開始後内容量を確認すること）を用いる。

③敷地内で除去土壌とあわせて現場保管されている除染廃棄物（フレキシブルコンテナに収納された 70 袋）については、原則として新たな保管容器に詰め替え、敷地内の測定作業に支障のない場所に地下保管する。

④本事業で構築した実証設備や測定装置は、本業務終了後も測定等の作業が可能なように残置するものとする。詳細については、環境省担当官と協議の上決定するものとする。

4. 業務の実施内容・方法（図－2～6 参照）

（1）調査、設計及び計画書作成

現地の測量、地質調査及び地下水位観測等必要な調査を実施し、以下の「（2）実

証設備の構築作業」及び「(3) 測定作業」を実施するための詳細設計を行うとともに、契約締結後2週間以内に施工計画書を作成して環境省に提出し、確認を得ること。

地質調査ではボーリングによる地質状況確認(φ66mm、10m)、地下水位観測ではボーリング孔を利用し地下水位の状況を確認する。また、ボーリングコアを用いて室内試験(湿潤密度、含水比)を行う。

(2) 実証設備の構築作業

1) 除去土壌及び除染廃棄物掘り起こし

①準備工

- ・構築作業を行う場所の草刈りを行う。刈草については、廃棄物として適切に処分すること。
- ・作業においては、近傍に設置されている小屋、電柱・電線、水道、電子基準点、側溝等の設備を傷めないよう、必要な防護を行う。
- ・近傍の小屋利用に支障がないように、小屋と構築作業区域の境界に通路を確保し、区画する。

②フェンス撤去、囲い設置・撤去

- ・敷地を囲っているフェンス(約34m×38m、H=約3m)は全面撤去する。撤去したフェンス、基礎ブロックは、廃棄物として適切に処分すること。
- ・元のフェンス設置位置のうち、南西側L=約38mと北西側L=約34mに仮設の安全鋼板(H=3m)を設置する。それ以外の構築作業区域には、カラーコーン等を設置して周囲と区画する。
- ・構築作業終了後は安全鋼板及びカラーコーン等を撤去し、杭及びロープ等による囲いに設置し直す(本業務終了後も残置)。

③盛土及び覆土撤去

- ・除去土壌等保管場所の上の盛土(約26m×16m、H=約60cm)及び覆土は撤去して敷地内に敷き均し(仕上がり厚さ30cm)、残った土は敷地内の作業に支障のない場所に仮置きする。

④除去土壌及び除染廃棄物仮置き

- ・除去土壌等保管場所の既設上部遮水シートを撤去する。なお、除去土壌及び除染廃棄物はそれぞれフレキシブルコンテナに入れられ、およそ幅2.5m×長さ27mのエリア毎に遮水シートに覆われた状態で保管されている。
- ・撤去した既設上部遮水シートは廃棄物として適切に処分すること。
- ・除去土壌及び除染廃棄物は、原則として新たな保管容器*にそれぞれ詰め替えを行う。その際、ペイントされたナンバーの確認を行い、同じナンバーを新たな保管容器にペイントすること。元のフレキシブルコンテナは廃棄物として適切に処分すること。

*) 除去土壌を詰め替える新たな保管容器は短期間で破袋することになるため、本業務を行う上で必要最低限の仕様とすること。

- ・新たな保管容器に詰め替えた除去土壌及び除染廃棄物は、敷地内の作業に支障のない場所に不透水性の土木シートを敷いて仮置きする。

- ・除去土壌等保管場所の側面及び下部遮水シートを撤去する。撤去した側面及び下部遮水シートは廃棄物として適切に処分すること。

2) 除去土壌埋立

①埋立部造成

- ・主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
必要深さ	現地盤から約 2 m
法面勾配	1:2.0 (除去土壌埋立部)

- ・除去土壌埋立場所は除去土壌等保管場所を利用し、必要な大きさになるよう掘削、盛土及び法面整形を行う。なお、造成箇所に水道管が敷設されているため、必要な防護を行って管を傷めないよう注意して施工すること。
- ・掘削、盛土及び法面整形完了後は、測量などの出来形管理を行うこと。
- ・現地発生土は、敷地内の作業に支障のない場所に仮置きする。
- ・仮置きした土は、不透水性の土木シートで覆って保護すること。

②下部遮水シート敷設，法面遮水シート敷設

- ・造成した埋立部の下部及び法面に遮水シートを敷設する。
- ・遮水シートの材質は「廃棄物最終処分場設計要領」に示されている合成ゴム系・合成樹脂系（中弾性タイプ）と同等以上の材料とし、日本遮水工協会の認定品とすること。
- ・基本特性及び耐久性等に係る特性は、「廃棄物最終処分場設計要領」の目安値を満足すること。
- ・厚さは 1.5mm 以上とすること。
- ・接合部は、熱融着により接合し加圧試験により品質を確認すること。
- ・法面遮水シートと浸透水集水管接合部は、水密性を保ち浸透水が漏水しないよう施工すること。

③保護マット敷設

- ・保護マットは、下部遮水シート，法面遮水シートのそれぞれ両面に敷設する。
- ・保護マットの材質は合成樹脂、合成繊維とし、厚さは 10mm 程度の材料とすること。
- ・基本特性及び耐久性等に係る特性は、「廃棄物最終処分場設計要領」の目安値を満足すること。

④砕石層敷設

- ・主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
砕石	単粒度砕石 5 号（粒径：20～13mm） L=18m

- ・単粒度砕石を、浸出水集水管敷設後の有孔管周辺に砂層や現地発生土による管の詰まりがないように均質に敷く。浸透水集水管敷設は 3) を参照のこと。
- ・単粒度砕石の区間は、浸出水集水管（有孔管）を敷設する長さと同じとする。

⑤集水砂層敷設

- ・ 主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
集水層施工厚さ	50cm
集水層材料	購入砂

- ・ 集水層は、透水性の高い砂とする。
- ・ 集水層は、埋立場所底部に厚さ 50cm を確保して均質に形成すること。

⑥現地発生土及び除去土壌埋立

- ・ 主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
撒き出し厚	30cm以下
締固め	除去土壌埋立場所が沈下しない十分な締固め
埋立順序	A) 集水砂層の上に現地発生土にて厚さ30cmの土層を形成する。 B) 現地発生土で撒き出し厚さ30cm以下、幅100cmで法面遮水シート内側に土層を形成する。 C) 現地発生土の撒き出し幅100cmの内側に、撒き出し厚さ30cm以下で除去土壌を敷均し、現地発生土層と同時に転圧する。 C) B)C)を繰り返す。

- ・ 敷地内に仮置きした現地発生土を用い、土層部分の埋立てを行う。
- ・ 現地発生土を撒き出し厚さ 30cm 以下に敷均し、除去土壌埋立場所完成後も埋立て箇所が沈下することのないよう十分に締め固める。また、遮水シート、保護マットの品質に影響を与えないよう注意して施工を行うこと。
- ・ 新たな保管容器に詰め替えた除去土壌は、除去土壌埋立場所内に搬入した後、保管容器を破袋して除去土壌を取り出す。破袋にあたっては、除去土壌が周囲に飛散しないよう十分な対策を講じること。また、破袋した保管容器は廃棄物として適切に処分すること。
- ・ 除去土壌は、撒き出し厚さ 30cm 以下に敷均し、除去土壌埋立場所完成後も埋立て箇所が沈下することのないよう十分に締め固める。なお、除去土壌の敷均しの作業量は 1 層／日に限定する。
- ・ 飛散防止のため、適切に散水を施すこと。
- ・ 1 日の作業終了時には、除去土壌が飛散・流出しないよう不透水性の土木シートで覆うなどの措置を行うこと。
- ・ 除去土壌埋立場所内及び周辺に立ち入る作業者等はサージカルマスク等を着用し、粉じんの吸入を防ぐ。
- ・ 除去土壌上面 3 箇所に沈下板（600mm 型）を設置する。

⑦覆土敷設

- ・ 主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
----	----

撒き出し厚	30cm以下
締固め	除去土壌埋立場所が沈下しない十分な締固め

- ・除去土壌の埋立てが終了した後に、除去土壌の上に敷地内に仮置きした現地発生土を用いて、厚さ 30 cmの最終覆土を敷設する。
- ・現地発生土を平坦に敷均し、調査終了後も埋立て箇所が沈下する事のないよう十分に締め固める。
- ・飛散防止のため、適切に散水を施すこと。

3) 浸透水集水管等設置

①掘削

- ・主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
法面勾配	1:1.0 (浸出水集水管敷設部)

- ・浸透水集水管敷設部は、管を敷設するのに必要な掘削を行う。なお、掘削箇所に水道管が敷設されているため、必要な防護を行って管を傷めないよう注意して施工すること。
- ・現地発生土は、敷地内の作業に支障のない場所に仮置きする。

②浸透水集水管敷設

- ・主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
浸透水集水管	L=31m (除去土壌埋立部底部の有孔集水管 L=18mを含む)

- ・除去土壌埋立部底部は、浸透水を集水できる有孔管とする。
- ・管材料は、硬質塩化ビニルを標準とする。
- ・除去土壌埋立部底部と貯水槽・吸着槽との高低差を考慮し、浸透水が確実に流下できる管径及び排水勾配とすること。

③貯水槽及び吸着槽設置

- ・主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
貯水層	3 m ³
吸着槽	1 m ³

- ・貯水槽（ノッチタンク 3 m³）及び吸着槽（1 m³）を法面下部に設置し、浸透水集水管と接続する。吸着槽の貯留水は近傍の側溝に放流する。
- ・貯水槽と吸着槽の上部には、雨水が入らないように蓋を設置する。
- ・吸着槽にはゼオライトと活性炭を入れること。
- ・貯水槽、吸着槽設置には、必要な配管工事を含む。配管は、集水した浸透水が貯水槽及び吸着槽の上部から溢れないよう適切な管径とすること。
- ・浸透水集水管の地上露出部と貯水槽・吸着槽の周囲全体をネットフェンス（扉付き）で囲み、上部にもネットで屋根を掛ける。フェンスの大きさは、貯水槽・吸着槽及び後述の浸透水の放射能濃度の連続測定に係る設備（設置面積 1m 角程度）

を囲み、水の採取のために人が入って作業ができるサイズとするとともに、施錠可能な入り口を設ける。

④埋め戻し（除去土壌埋立部を除く）

- ・ 主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
撒き出し厚	30cm以下
締固め	浸透水集水管敷設部が沈下しない十分な締固め

- ・ 敷地内に仮置きした現地発生土を用いて、浸透水集水管上部の埋め戻しを行う。
- ・ 現地発生土を平坦に敷均し、調査終了後も埋立て箇所が沈下する事のないよう十分に締め固める。
- ・ 飛散防止のため、適切に散水を施すこと。

⑤表面保護（法面部）

- ・ 主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
表面保護	種子吹付け(オーチャードグラス系)、ネット使用

- ・ 表面保護は種子吹付けを標準とし、補助的にネットを使用する。

4) 除染廃棄物地下保管

- ・ 敷地内の測定作業に支障のない場所に除染廃棄物地下保管場所を設け、新たな保管容器に詰め替えた除染廃棄物を地下保管する。
- ・ 保管に際しては、環境省「除染廃棄物関係ガイドライン」等に従い、適切な措置を講ずること。

5) 残土処理

①盛土（残土処理）

- ・ 主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とする。

項目	諸元
材料	現地発生土
法勾配	1:1.5
高さ	80cm以下

- ・ 覆土が終了した際に、余剰となった現地発生土は、敷地内に仕上がり厚さ 30cm で敷き均すこと。更に余剰になった発生土は計画諸元を満たし、敷地内の除去土壌保管場所及び除染廃棄物地下保管場所以外でかつ測定作業に支障のない場所に盛土すること。

(3) 測定作業

1) 実証設備の構築作業前

- ・ 契約後別途指定する 1 箇所に風向風速計を設置し、風向き及び風速を連続測定する（実証設備の構築作業中及び構築作業終了後も継続実施）。

- ・環境省が別途設置する放射線の連続測定器 1 台から、空間線量率のデータを定期的に収集する（実証設備の構築作業中及び構築作業終了後も継続実施）。
- ・ハイボリウムエアサンプラ（800L／分以上の吸引が可能なもの）を敷地境界 4 箇所に 1 台ずつ設置し、バックグラウンド測定として、1 日 8 時間、連続 5 日間のダストサンプリングを行った後、放射能濃度測定を実施する。測定にあたってはゲルマニウム半導体検出器を用いること（以下、同様）。
- ・バックグラウンド測定として、敷地境界 4 箇所において、空間線量率測定を実施する。測定にあたっては NaI シンチレーション式サーベイメータを用いること（以下、同様）。

2) 実証設備の構築作業中

- ・新たな保管容器に詰め替えた除去土壌は、仮置き時に 1 袋ごとに重量及び表面線量率（上面 1 箇所及び側面 4 箇所）を測定する。その際、ほかの線源からの影響を受けないように配慮するとともに、受入時の表面線量率測定結果等も含めた整理を実施できるようにすること。
- ・除去土壌計 350 袋中の 35 袋について、放射能濃度測定のための土壌サンプリングを実施する。サンプリングにあたっては、1 袋から 10 サンプルを採取して混合し、1 検体とすること。
- ・サンプリングした土壌について、ゲルマニウム半導体検出器にて放射能濃度を測定する。
- ・敷地境界 4 箇所において、1 回／日の頻度で、空間線量率測定を実施する。
- ・個人線量計にて作業員全員の 1 時間ごとの個人被ばく線量を測定する。併せて、作業員全員の作業時間及び作業内容（1 時間単位）を記録すること。
- ・敷地境界 4 箇所に設置したハイボリウムエアサンプラにて、作業時間中における連続的なダストサンプリングを行い、1 回／週の頻度で放射能濃度測定を実施する。
- ・環境省が貯水槽内に別途設置する水分析用のモニタ（浸透水中の放射能濃度測定器及びデータ保存装置）から、貯水槽内の浸透水の放射能濃度データを定期的に収集する。また、これとは別に得られたデータを保存・伝送するための電源、通信端末及び通信回線を確保すること（実証設備の構築作業中及び構築作業終了後も継続実施）。なお、通信量については、1 GB/月以上とすること。
- ・また、除去土壌埋立開始後、浸透水の浸出が確認され次第、1 回／週の頻度で貯水槽から浸透水を採取し、放射能濃度測定を実施する。測定にあたってはゲルマニウム半導体検出器を用いること（以下、同様）。
- ・貯水槽と吸着槽の間に流量計を設置し、浸透水量の連続測定を行う。

3) 実証設備の構築作業終了後

- ・敷地境界 4 箇所において、1 回／週の頻度で、空間線量率測定を実施する。
- ・個人線量計にて測定作業員の 1 時間ごとの個人被ばく線量を測定する。併せて、測定作業員の作業時間及び作業内容（1 時間単位）を記録すること。

- ・敷地境界4箇所に設置したハイボリウムエアサンプラにて8時間連続5日間吸引を行い、1回／月の頻度で放射能濃度測定を実施する。
- ・除去土壌埋立部の覆土敷設完了後、浸透水促進のための散水を行い、貯水槽内に設置した水分析用のモニタから、浸透水の放射能濃度データを定期的に収集する。なお、地域の年間の降雨量等を考慮して1年間分の散水を行うことを基本とするが、現地の状況に応じて環境省担当官と協議の上実施するものとする。また、1回／週の頻度で貯水槽から浸透水を採取し、放射能濃度測定を実施する。
- ・貯水槽と吸着槽の間に設置した流量計にて、浸透水量の連続測定を行う。
- ・除去土壌上面3箇所に設置した沈下板にて、1回／月の頻度で除去土壌埋立場所の沈下量を測定する。

(4) 作業結果及び測定データの取りまとめ

- ・実証設備の構築作業結果（作業実施方法・内容、完成図等）及び測定作業により得られたデータを分かりやすく取りまとめる。
- ・各作業の工程及び進捗状況が分かる写真を撮影・保存し、取りまとめる。
- ・実証設備の構築作業における各工程ごとの歩掛を取りまとめる。

(5) 測定データの報告

測定データ項目	報告時期・頻度
＜実証設備の構築作業前＞	
・風向き、風速（連続測定データ）	1回／週
・空間線量率（放射線の連続測定器）	1回／週
・大気中の放射能濃度（ダストサンプリング）	サンプリング日の1週間後まで
・敷地境界の空間線量率	測定日の翌日まで
＜実証設備の構築作業中のみ＞	
・除去土壌の袋ごとの重量、表面線量率	全数測定終了後速やかに
・除去土壌の放射能濃度	サンプリング日の1週間後まで
＜実証設備の構築作業中及び終了後＞	
・風向き、風速（連続測定データ）	1回／週
・空間線量率（放射線の連続測定器）	1回／週
・敷地境界の空間線量率	測定日の翌日まで
・作業者の個人被ばく線量	各作業の終了後速やかに
・作業者全員の作業時間、作業内容	作業日の翌日まで（日報として）
・大気中の放射能濃度（ダストサンプリング）	サンプリング日の1週間後まで
・浸透水の放射能濃度（連続測定データ）	1回／週
・浸透水の放射能濃度（採取データ）	採取日の1週間後まで
・浸透水量（連続測定データ）	1回／週
＜実証設備の構築作業終了後のみ＞	
・除去土壌上面の沈下量	測定日の翌日まで

※詳細については、環境省担当官と協議の上決定するものとする。

5. 業務履行期限

平成 31 年 3 月 29 日まで

ただし、4. (2) 実証設備の構築作業のうち、2) 除去土壌埋立及び3) 浸透水集水管等設置については、平成 30 年 9 月 28 日までに完了させること。

6. 成果物

紙媒体：報告書 15 部（A 4 判 100 頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 2 式

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事

故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 現地作業は原則として月曜日から金曜日までの実施とする。また、重機の搬入は学生の登校・帰宅時間を避けるなど地域住民に配慮すること。詳細は別途指示する。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 30 年 2 月 9 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 210 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 211 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータ

ルサイト「データカタログサイト DATA. GO. JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

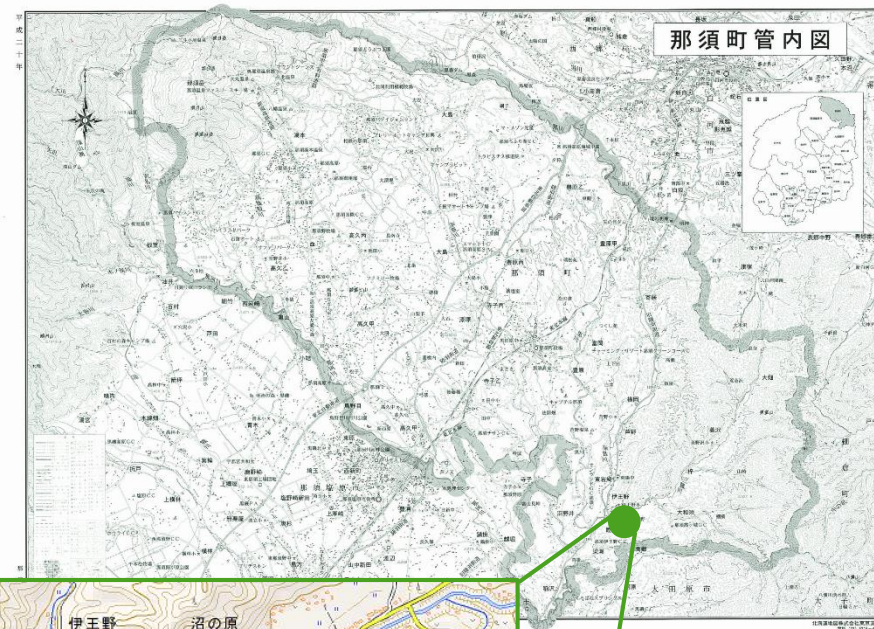
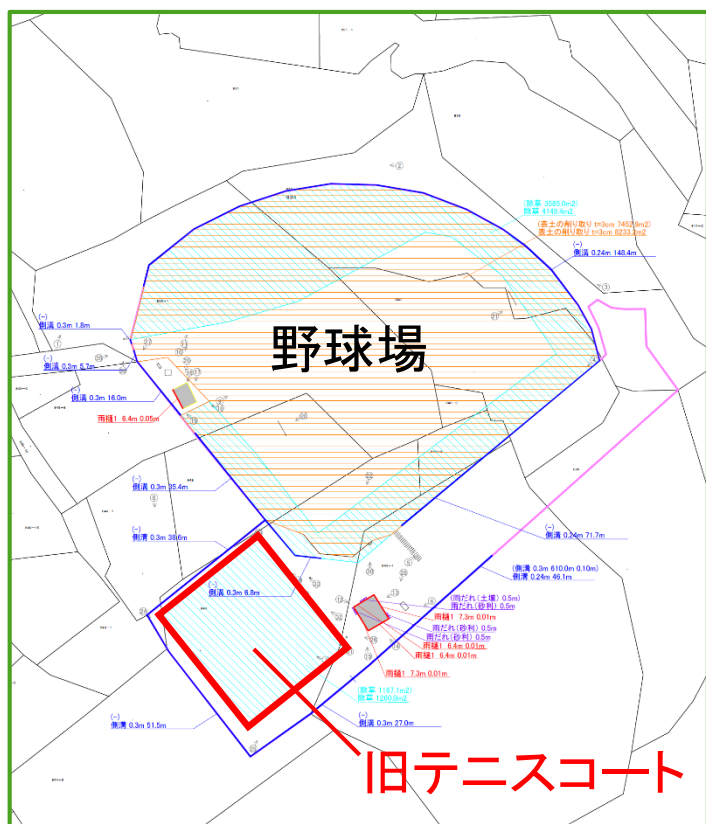
<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

実施場所

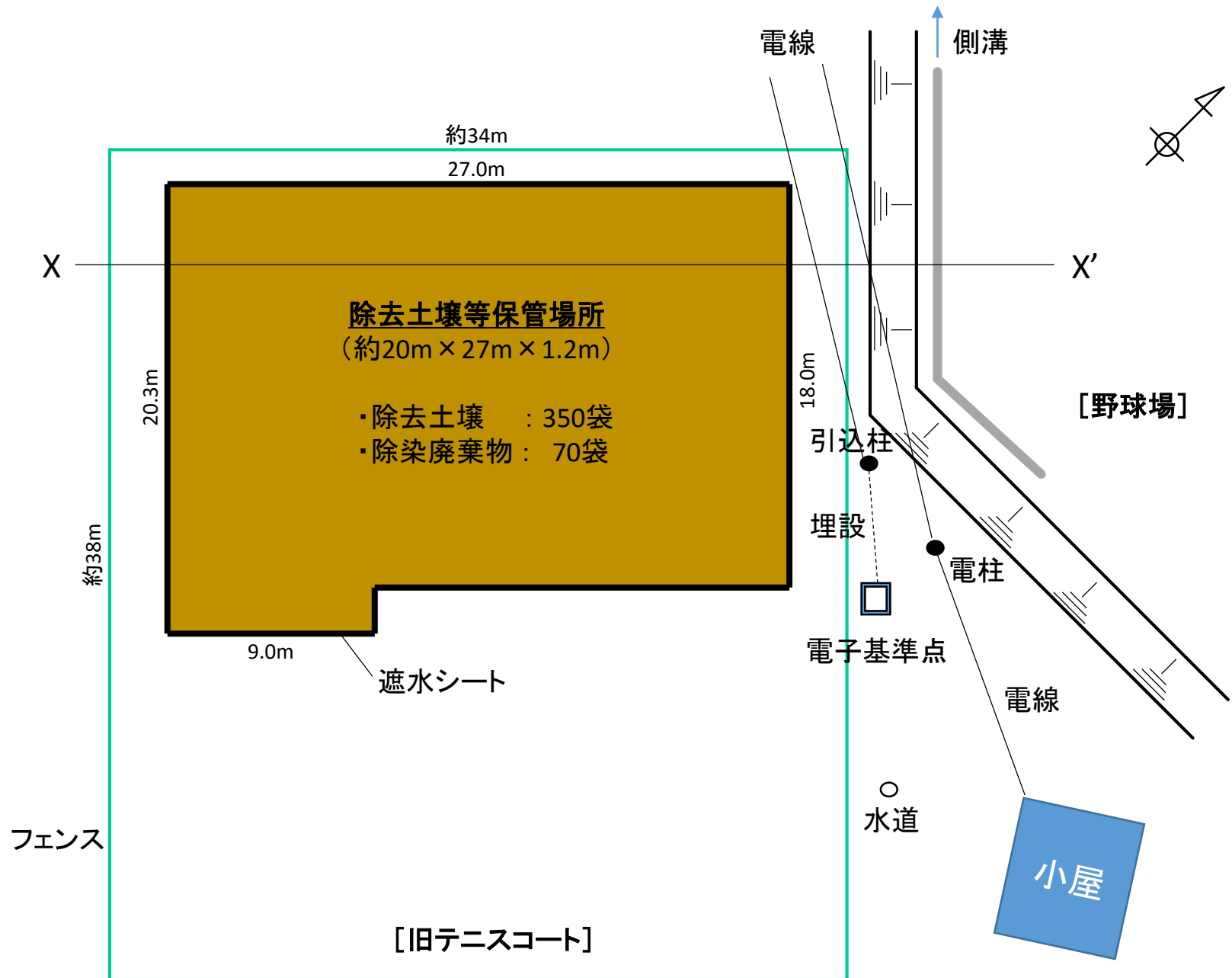
伊王野山村広場内
(那須町大字伊王野884番地)



出典: 国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#15/36.952327/140.164776/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0f1>)

図-1 除去土壌埋立処分実証事業場所



図一2 実証事業場所現況図(平面図)

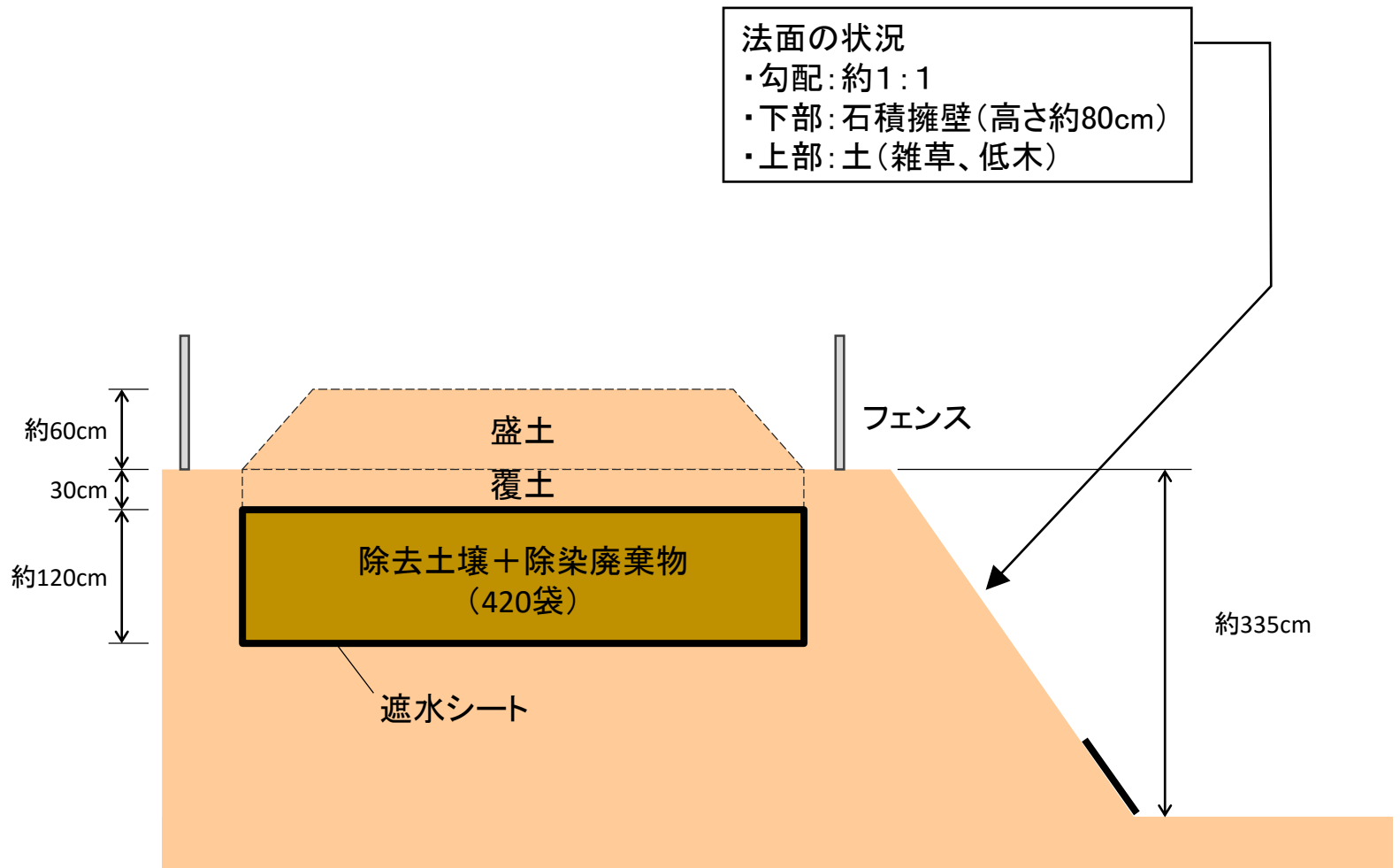
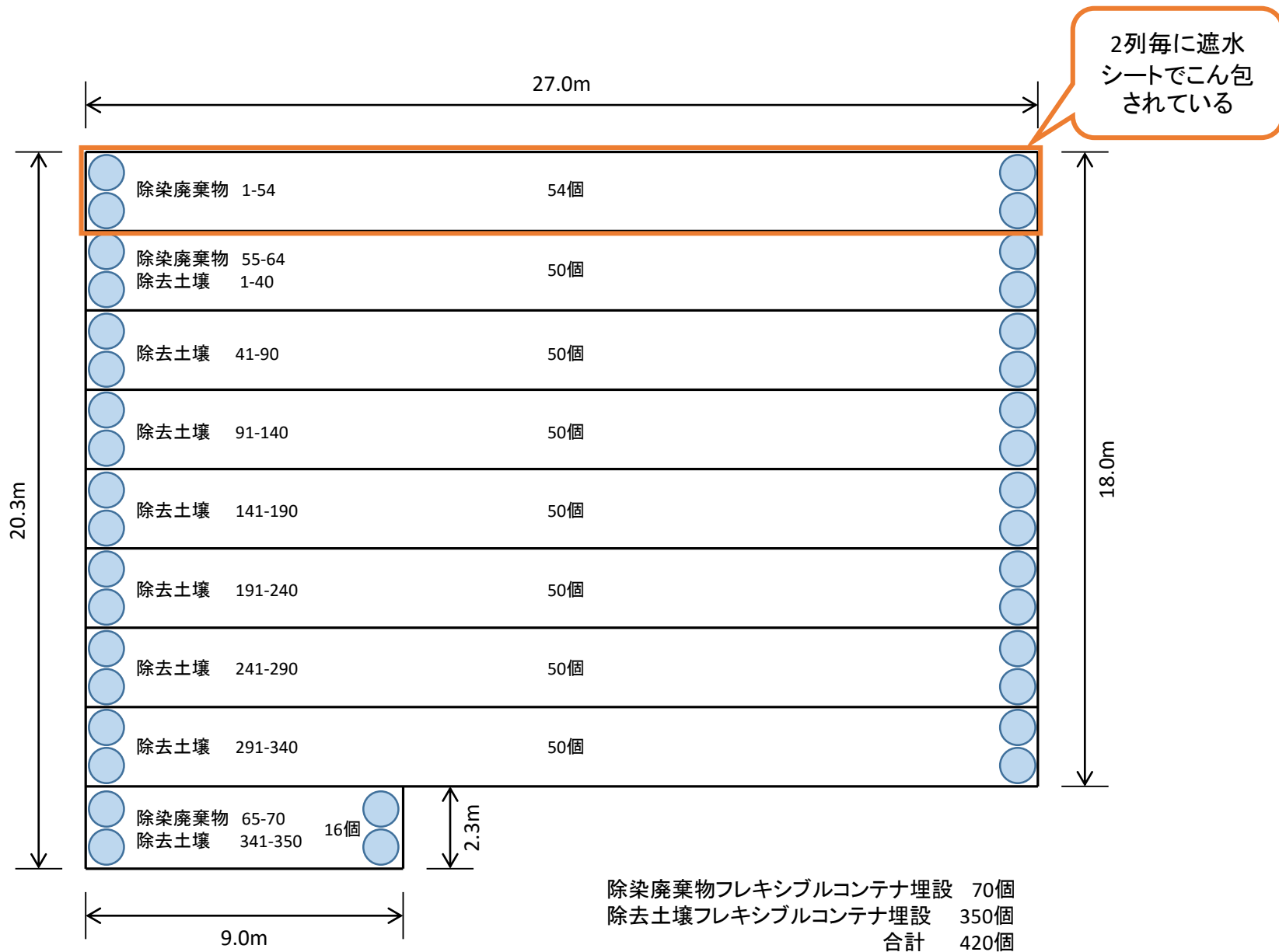


図-3 実証事業場所現況図(X-X'断面図)



図－4 実証事業場所現況図(保管状況)

安全鋼板

約34m

約38m

沈下板

除去土壌埋立場所
(約350m³)

遮水シート

※旧テニスコート内に地下保管している除染廃棄物
(70袋)は、旧テニスコート内で移動して保管を継続。
※風向風速計の設置箇所は、契約後別途指定。
※放射線の連続測定器は環境省が別途設置。

[旧テニスコート]

側溝

放流

吸着槽(1m³)
(ゼオライト+活性炭)

流量計

貯水槽

(ノッチタンク:3m³)

水分析用のモニタ
(放射能濃度測定器)

浸透水集水管
(地上露出部)

[野球場]

浸透水集水管(埋設部)

カラーコーン等

図一5 実証事業計画図(平面図)

平成 30 年度除去土壌埋立処分実証事業等業務 に関する提案書作成・審査要領

環 境 省

本書は、平成 30 年度除去土壌埋立処分実証事業等業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

評価項目		要求要件
大項目	中項目	
0	仕様書の遵守	仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1	業務の基本方針	仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2	業務の実施方法	
	2.1 仕様書 4(2)1) の内容	・除去土壌及び除染廃棄物の掘り起こしに係る効果的・効率的な工法等について具体的に提案すること。
	2.2 仕様書 4(2)2) の内容	・埋立に関して、現地発生土及び除去土壌の混合を避けつつ、効果的・効率的な工法等について具体的に提案すること。
	2.3 仕様書 4(2)3) の内容	・浸透水集水管等の設置に係る効果的・効率的な工法等について具体的に提案すること。
	2.4 仕様書 4(3)3) の内容	・地域の年間の降雨量等を考慮した散水の方法等について、具体的に提案すること。
	2.5 仕様書 4(4) の内容	・各作業工程の記録やデータの取りまとめをわかりやすくする方法等について具体的に提案すること

3 業務の実施計画		仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。
4 業務の実施体制		
	4.1 執行体制及び役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。
	4.2 従事者の実績、能力及び資格等	・本業務に従事する者の類似業務（放射線・除染に関連する調査業務、廃棄物処理場の設計・施工業務等）の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。 また、主たる従事者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5 組織の実績		・本業務に従事する者の類似業務（放射線・除染に関連する調査業務、廃棄物処理場の設計・施工業務等）の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。 また、主たる従事者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。 又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。
7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（える

	ぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。
--	---

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、平成 30 年度除去土壌埋立処分実証事業等業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。
このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。
- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。
- 4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ 1 式を 7 部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、FAX 番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本平成 30 年度除去土壌埋立処分実証事業等業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

II 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2) によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の範囲内であること。

② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点 200 点）

＊技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点＝100×（1－入札価格÷予定価格）

＊価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

① 配点 5 点の場合、技術上の基準に基づき、

秀： 5 点、

優： 4 点、

良： 3 点、

準良： 2 点、

可： 1 点、

不可： 0 点、

の 6 段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

② 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0 点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

- 1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。

2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

(別添 4)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

平成 30 年度除去土壌埋立処分実証事業等業務
に関する提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

平成 30 年度除去土壌埋立処分実証事業等業務に関する提案書

提案書作成責任者

(株) ○○ △部×課 ○○○

電話番号、F A X 番号、メールアドレス

はじめに

本書は、平成 30 年度除去土壌埋立処分実証事業等業務に関する仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(※) A 4 版 2 枚以内とする。

2. 業務の実施方法

仕様書「4. 業務の実施内容・方法」に掲げた各業務の進め方の案について、具体的な事項をご提案ください。

2. 1 仕様書 4.(2)1) について

--

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 2 仕様書 4.(2)2) について

--

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 3 仕様書 4.(2)3) について

--

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 4 仕様書 4.(3)3) について

--

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 5 仕様書 4.(4)について

--

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

3. 業務の実施計画

(作成注)

仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

時 期	内 容

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名			生年月日		
所属・役職			経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）		
			年（ 年）		
専 門 分 野					
所 有 資 格					
経歴（職歴／学位）					
所 属 学 会					
類似業務の実績					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況（平成 年 月 日現在 件）					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	

（※）手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野

5. 組織の実績

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合)

過去に受けていた認証の名称：
(認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書および規則等は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得し、又は継続しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：

認定等の名称： (認定段階：)
(計画期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

注1 えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が300人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対

策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

注4 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

平成30年度除去土壌埋立処分実証事業等業務に係る評価基準表

(別添5)

評価項目			要求要件	評価 区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0. 仕様書の遵守			・仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	—	・提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や業務の内容に反し、又は矛盾する提案でないこと。	—		—
1. 業務の基本方針			・仕様書を踏まえ、業務の実施に当たったの基本方針を記述すること。	必須	5	5	—	・業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	—		—
2. 業務の実施方法											
	2.1	仕様書4(2)1)の内容	・除去土壌及び除染廃棄物の掘り起こしに係る効果的・効率的な工法等について具体的に提案すること。	必須	15	5	10	・提案された内容が妥当で実施可能なものであること。	・提案された内容が効果的・効率的であるか。		
	2.2	仕様書4(2)2)の内容	・埋立に関して、現地発生土及び除去土壌の混合を避けつつ、効果的・効率的な工法等について具体的に提案すること。	必須	25	5	20	・提案された内容が妥当で実施可能なものであること。	・提案された内容が効果的・効率的であるか。		
	2.3	仕様書4(2)3)の内容	・浸透水集水管等の設置に係る効果的・効率的な工法等について具体的に提案すること。	必須	15	5	10	・提案された内容が妥当で実施可能なものであること。	・提案された内容が効果的・効率的であるか。		
	2.4	仕様書4(3)3)の内容	・地域の年間の降雨量等を考慮した散水の方法等について、具体的に提案すること。	必須	15	5	10	・提案された内容が妥当で実施可能なものであること。	・提案された内容が効果的・効率的であるか。		
	2.5	仕様書4(4)の内容	・各作業工程の記録やデータの取りまとめをわかりやすくする方法等について具体的に提案すること	必須	15	5	10	・提案された内容が妥当で実施可能なものであること。	・提案された内容はわかりやすい記録や取りまとめとなる方法となっているか。		
3. 業務の実施計画			・仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	10	5	5	・実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	・作業進行予定表が効率的で確実性があるか。		
4. 業務の実施体制											
	4.1	執行体制及び役割分担等	・本業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	25	5	20	・適切な役割分担等により業務の執行に必要な体制が構築されていること。	・業務が集中した場合にも対応できる柔軟性のある役割分担となっているか。 ・従事者の能力に応じた執行体制及び役割分担となっているか。		
				任意	10	—	10	—	・業務に必要な外部ネットワークや内部バックアップ体制等が存在するか。	—	
	4.2	従事者の実績、能力及び資格等	・本業務に従事する者の類似業務(放射線・除染に関連する調査業務等)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、主たる従事者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	必須	25	5	20	・主たる従事者が本業務に従事するのに十分な時間があること。	・主たる従事者に類似業務(放射線・除染に関連する調査業務等)の実績が1件以上あるか、実績が1件以上あり、かつ業務の概要が妥当なものを4点とし、それ以上の類似業務については1件につき4点加点とする(20点を上限とする)。		
5. 組織の実績			・過去に類似業務(放射線・除染に関連する調査業務等)の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	25	—	25	—	・過去、組織において類似業務(放射線・除染に関連する調査業務等)の実績が1件以上あるか。実績が1件以上あり、かつ業務の概要が妥当なものを5点とし、それ以上の類似業務については1件につき5点加点とする(25点を上限とする)。	—	
6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況			・事業者の経営における主たる事業所(本社等)においてISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	—	5	—	・事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合も加点。(5点)	—	
7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況			女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	—	5	—	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定) ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	—	
				技術点 小計	200	50	150	加点合計			
				価格点	100			基礎点		50	
				総計	300			価格点			
								総合評価点			

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。
加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀；5点、優；4点、良；3点、準良；2点、可；1点、不可；0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
基礎点がある項目に係る加点部分の「不可；0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。

(別添6)

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES)等